

厚生労働省告示第23号

健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第63号）附則第6条第1項第1号ロの規定に基づき、健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第6条第1項第1号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成22年度以降調整基礎率を次のように定める。

平成29年1月30日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第6条第1項第1号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成22年度以降調整基礎率

平成29年度に適用されるべき平成22年度以降調整基礎率は、同年度における最高第1号都道府県単位保険料率から同年度における第1号平均保険料率を控除した率に5.8を乗じて得た率を10で除して得た率とする。